

① 教職課程

1. 履修について

教職課程の履修に際しては、適宜、ガイダンスが開催される。これらの連絡は掲示される。教職課程は職業準備の面があり、指示にしたがってガイダンスへ参加し、きちんと事務手続きを行うことが重視される。

また、児童学科の学生は誰でも、原則として、幼稚園教職課程・小学校教職課程・特別支援教職課程の授業を履修することができる。ただし、学修の効果への配慮から前提となる科目や履修順序等が定まっている場合、当該教職課程学生の学修効果保障の観点から人数制限がなされる場合があるため、事前に履修相談等で確認する必要がある。

2. 履修方法

〈教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目〉

教育職員免許法施行規則に定める表6の科目については必修となっている。1年次から履修できるので、なるべく1年次のうちに単位を修得すること。

表6 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目	単位数	本学における授業科目	単位数	履修区分
日本国憲法	2 単位	日本国憲法	2 単位	必修
体育	2 単位	健康・体力づくり実習 A 健康・体力づくり実習 B 生涯スポーツ実習 A 生涯スポーツ実習 B 体育（講義）	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位	2 科目 2 単位 選択必修
外国語コミュニケーション	2 単位	ECA(Speaking) I	2 単位	必修
情報機器の操作	2 単位	情報基礎	2 単位	必修

〈教育の基礎的理解に関する科目〉

免許状の種類に関わりなく共通して、教職課程に必要な科目である。ただし、学校種により授業内容が異なるため、必ず指定された授業にて受講すること。

〈領域及び保育内容の指導法に関する科目〉〈教科及び教科の指導法に関する科目〉

幼稚園教職課程にあつては「領域」、小学校教職課程にあつては「教科」を学び、その上で各々その指導法について学ぶ。

〈大学が独自に設定する科目〉

幼稚園教職課程にあつては、「児童学概論」「児童文化論」「学校インターンシップ（基礎）」「児童文学」「キリスト教保育論」「音楽・実技A / B」「異文化間教育」「キリスト教と学校教育」である。

小学校教職課程にあつては、「児童学概論」「児童文化論」「学校インターンシップ（基礎）」「音楽・実技A / B」「介護等体験及び事前事後指導」「キリスト教と学校教育」である。

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状に係る学年進行のイメージは下記の通りとなっている。ただし、一部学年配当変更の可能性も有り得る。

122C

1年

ECA(Speaking) I
情報基礎
日本国憲法
スポーツ科目（2科目2単位選択必修）
学科必修科目ほか資格1年次配当科目
教科に関する専門的事項
領域に関する専門的事項

2年

各教科の指導法
教育の基礎的理解に関する科目等
学校インターンシップ（基礎）
介護等体験及び事前事後指導（小一種免）

3年

保育内容の指導法
小学校教育実習（小一種免）

4年

幼稚園教育実習（幼一種免）
幼稚園教育実習（副）（小一種免および幼一種免）
特別支援教育実習（小一種免および特支一種免）
保育・教職実践演習（幼）
教職実践演習（小）

表7 幼稚園教諭一種免許状

〈領域及び保育内容の指導法に関する科目〉

各科目に含めることが 必要な事項	科目 ナンバリング	授業科目の名称	単位		開講期			対象 学年	履修 形態	備考 ○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
領域に関する専門的事項										
健康	EDU-100	子どもと健康	1		○			1	演習	
人間関係	EDU-100	子どもと人間関係	1		○			2	演習	
環境	EDU-100	子どもと環境	1		○			1	演習	
言葉	EDU-100	子どもと言葉	1		○			1	演習	
表現	EDU-100	子どもと表現	1			○		1	演習	
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)										
	EDU-300	保育内容総論	2			○		1	演習	
	EDU-300	保育内容・健康	2		○			3	演習	
	EDU-300	保育内容・人間関係	2		○	○		3	演習	
	EDU-300	保育内容・環境	2			○		3	演習	
	EDU-300	保育内容・言葉	2		○			3	演習	
	EDU-300	保育内容・表現	2		○			3	演習	

〈教育の基礎的理解に関する科目等〉

各科目に含めることが 必要な事項	科目 ナンバリング	授業科目の名称	単位		開講期			対象 学年	履修 形態	備考 ○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
教育の基礎的理解に関する科目										
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	EDU-100	教育原理	2		○			1		
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	EDU-100	教師論	2			○		1		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	SOE-100	教育社会学	2		○			2		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	EDP-100	教育心理学	2		○			2		
	EDP-100	発達心理学	2		○			1		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	SNE-300	特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援	1			○		2		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	EDU-200	教育・保育課程論	2			○		2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目										
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	EDU-200	教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)	2			○		2		
幼児指導の理論及び方法	EDU-300	子ども理解の理論と方法	2		○			3	演習	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	EDP-200	教育相談(カウンセリングを含む。)	2			○		2		
教育実践に関する科目										
教育実習	EDU-400	幼稚園教育実習		5	○			4	実習	幼稚園教育実習、または小学校教育実習及び幼稚園教育実習(副)のいずれかのみ選択必修
	EDU-400	小学校教育実習		5		○		3	実習	
	EDU-400	幼稚園教育実習(副)		3			○	4	実習	
教職実践演習	EDU-400	保育・教職実践演習(幼)	2			○		4	演習	

〈大学が独自に設定する科目〉

科目区分	科目 ナンバリング	授業科目の名称	単位		開講期			対象 学年	履修 形態	備考 ○印週1回授業 ◎印週2回授業
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
大学が独自に設定する科目	CHS-100	児童学概論	2		○			1		
	CHS-100	児童文化論	2			○		1		
	EDU-200	学校インターンシップ(基礎)	1		○			2	演習	
	LIG-100	児童文学	2			○		1		
	EDU-100	キリスト教保育論	2		○			1		
	ESS-100	音楽・実技A	1		○			1	演習	
	ESS-100	音楽・実技B	1			○		1	演習	
	EDU-200	異文化間教育	2			○		2		
	EDU-200	キリスト教と学校教育	2			○		2		
上記いずれかより				3						

表8 小学校教諭一種免許状

《教科及び教科の指導法に関する科目》

各科目に含めることが 必要な事項	科目 ナンバリング	授業科目の名称	単位		開講期			対象 学年	履修 形態	備考
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
教科に関する専門的事項										
国語(書写を含む。)	ESS-100	国語	2		○		1			
	ESS-100	言葉の基礎	2	○			1			
社会	ESS-100	社会	2		○		1			
算数	ESS-100	算数	2		○		1			
理科	ESS-100	理科	2		○		1			
生活	ESS-100	生活	2		○		1			
音楽	ESS-100	音楽	2		○		1			
図画工作	ESS-100	図画工作	2			○	1			
家庭	ESS-100	家庭	2		○		1			
体育	ESS-100	体育	2		○		1			
外国語	ESS-100	外国語	2	○			2			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)										
国語(書写を含む。)	ESS-200	初等国語科教育法	2		○		2			
社会	ESS-200	初等社会科教育法	2		○		2			
算数	ESS-200	算数科教育法	2	○			2			
理科	ESS-200	理科教育法	2		○		2			
生活	ESS-200	生活科教育法	2		○		2			
音楽	ESS-200	音楽科教育法	2	○			3			
図画工作	ESS-200	図画工作科教育法	2		○		2			
家庭	ESS-200	家庭科教育法	2		○		2			
体育	ESS-200	体育科教育法	2	○			2			
外国語	ESS-200	外国語指導法	2	○			3			

《教育の基礎的理解に関する科目等》

各科目に含めることが 必要な事項	科目 ナンバリング	授業科目の名称	単位		開講期			対象 学年	履修 形態	備考
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
教育の基礎的理解に関する科目										
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	EDU-100	教育原理	2		○		1			
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	EDU-100	教師論	2			○	1			
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	SOE-100	教育社会学	2		○		2			
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程む。	EDP-100	教育心理学	2		○		2			
	EDP-100	発達心理学	2		○		1			
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	SNE-300	特別な教育的ニーズのある子どもへの理解と支援	1			○	2			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	EDU-200	教育課程論	2		○		2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目										
道徳の理論及び指導法	ESS-200	道徳教育指導法	2			○	2			
総合的な学習の時間の指導法	ESS-200	総合的な学習の時間の指導法	1		○		2			
特別活動の指導法	ESS-200	特別活動指導法	1		○		2			
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	EDU-200	教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)	2		○		2			
生徒指導の理論及び方法	ESS-200	生徒指導論(進路指導を含む。)	2		○		2			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	EDP-200	教育相談(カウンセリングを含む。)	2			○	2			
教育実践に関する科目										
教育実習	EDU-400	小学校教育実習	5			○	3		実習	
教職実践演習	EDU-400	教職実践演習(小)	2			○	4		演習	

〈大学が独自に設定する科目〉

科目区分	科目ナンバリング	授業科目の名称	単位		開講期			対象学年	履修形態	備考
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
大学が独自に設定する科目	CHS-100	児童学概論	2		○			1		○印週1回授業 ◎印週2回授業
	CHS-100	児童文化論	2			○		1		
	EDU-200	学校インターンシップ(基礎)	1		○			2	演習	
	ESS-100	音楽・実技A		1	○			1	演習	
	ESS-100	音楽・実技B		1		○		1	演習	
	EDU-200	介護等体験及び事前事後指導	2			○		2	演習	
	EDU-200	キリスト教と学校教育		2			○	2		

122C

表9 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

基礎免許状を取得し、かつ下記の特別支援教育に関する科目を修めた者は、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)を取得することができる。詳細はガイダンスにおいて説明する。

〈特別支援教育に関する科目〉

科目区分	科目ナンバリング	授業科目の名称	単位		開講期			対象学年	履修形態	備考
			必修	選択	春学期	秋学期	その他			
特別支援教育の基礎理論に関する科目										
	SNE-100	障害児教育総論	2		○			2		
特別支援教育領域に関する科目										
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	SNE-100	知的障害児の心理・生理・病理A	2		○			2		
	SNE-200	知的障害児の心理・生理・病理B	2			○		2		
	SNE-200	肢体不自由児の心理・生理・病理	2		○			2		
	SNE-200	病弱児の心理・生理・病理	2		○			3		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	SNE-300	知的障害児指導法	2			○		2		
	SNE-300	病弱児指導法	2		○			3		
	SNE-300	障害幼児指導法	2		○			2		
	SNE-300	肢体不自由児指導法	2			○		2		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目										
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	SNE-300	情緒障害児の心理		2		○		3		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	SNE-200	視覚障害児の教育総論	2		○			3		
	SNE-200	聴覚障害児の教育総論	2			○		3		
	SNE-300	重複障害児の教育総論	2		○			3		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	SNE-100	発達障害児の教育総論	2			○		2		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習										
	SNE-400	特別支援教育実習	3			○		4	実習	

「特別支援教育実習」を履修するためには、「教職実践演習(小)」以外の基礎免許状の取得に必要な全ての単位を修得し、「特別支援教育実習」以外の特別支援教職課程科目の全ての単位と卒業に必要な全ての単位を修得していることが必要である。

3. 介護等体験

●介護等体験とは

1997年6月18日、「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験法）」が公布された。これは、小学校および中学校の教育職員免許状を取得する者に対し、7日間（内訳は、特別支援学校において2日間、社会福祉施設で5日間）の介護等体験の実施を義務付けるものである。

●介護等体験の手続き及び実施について

小学校教諭一種免許状取得を希望する者は、2年次に開講する「介護等体験及び事前事後指導」（2単位）を必修で履修しつつ、同科目の中で実習に相当する「介護等体験」に臨むことになる。

対象者	小学校教諭一種免許状取得希望者
対象年次	2年次
体験日数	7日間（内訳：埼玉県内の特別支援学校2日間、埼玉県内の社会福祉施設5日間）
体験期間	体験期間および体験施設（学校）の決定は、埼玉県教育委員会及び埼玉県社会福祉協議会が行う。決定結果は追って掲示で知らせる。
申し込み手続	1年次秋学期。詳細については掲示参照のこと。諸手続きは大学がとりまとめて埼玉県教育委員会及び埼玉県社会福祉協議会へ行うことになっており、学生が個人で申込みをすることはできない。

- 注1) 介護等体験は、講義授業と実習に相当する体験学習から構成される。講義授業と体験学習に取り組むだけの意欲が必要である。将来の進路、学習計画を十分に考慮の上、申込みをすること。
- 注2) 介護等体験の受け入れ調整は、各都道府県ごとに社会福祉施設については社会福祉協議会、特別支援学校については教育委員会が行う。介護等体験は、施設、学校の厚意により受け入れていただいているものであり、日程については体験先で充分調整した上で決定している。決定された体験期間は変更することができない。途中で辞退することのないよう、各自、教職課程について十分な自覚を持った上で介護等体験の申込みをすること。
- 注3) 介護等体験申込者は、指定期日までに介護等体験費を教育支援課に支払うこと。（納入した体験費は返却されない。）
- 注4) 大学は、指定期日までに申込みのあった学生について、とりまとめて埼玉県教育委員会及び埼玉県社会福祉協議会へ申込みをする。申込みをしなかった学生は、介護等体験を行うことができない。
- 注5) 介護等体験終了後、直ちに「介護等体験証明書」を教育支援課へ提出すること。
- 注6) 成績によっては、介護等体験の申込み、実施を認めないことがある。

4. 教育実習

児童学科において実施する教育実習は以下の通りである。

科目名称	学年	単位	実習期間（予定）	備考
幼稚園教育実習	4年	5単位	6月 4週間	幼免
幼稚園教育実習（副）	4年	3単位	10月 2週間	小免および幼免
小学校教育実習	3年	5単位	9月以降 4週間	小免
特別支援教育実習	4年	3単位	9月以降 2週間	特支免

幼稚園教育実習、幼稚園教育実習（副）、小学校教育実習、特別支援教育実習には事前事後指導を含む。

- 注1) 教育実習履修者は、教育実習費を納入しなければならない。（納入した実習費は返却されない。）

各実習は、前年度の「実習ガイダンス」より指導が開始される。各実習には下記の通り履修の前提条件が定められている。

1) 小学校教育実習

小学校教育実習の前提科目	
国語	教師論
社会	教育心理学
算数	教育社会学
理科	特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援
生活	教育課程論
家庭	初等国語科教育法
音楽	初等社会科教育法
図画工作	算数科教育法
体育	理科教育法
外国語	生活科教育法
	家庭科教育法
	音楽科教育法
	図画工作科教育法
	体育科教育法
	外国語指導法
	道徳教育指導法
	総合的な学習の時間の指導法
	特別活動指導法
	教育方法論（情報通信技術の活用を含む。）
	生徒指導論（進路指導を含む。）
	教育相談（カウンセリングを含む。）
	学校インターンシップ（基礎）

2) 幼稚園教育実習・幼稚園教育実習（副）・特別支援教育実習

幼稚園教育実習、幼稚園教育実習（副）、特別支援教育実習は卒業年次に開講されているため、履修登録の時点で卒業要件の充足が見込まなければならない。

3) 特別支援教育実習

聖学院大学児童学科において特別支援教諭免許状は小学校教諭免許状を基礎免許状としているため、特別支援教育実習の履修登録時に「小学校教育実習」の単位が修得されていなければならない。